

令和 8 年 3 月 2 6 日 開 会

第 7 8 9 回 む つ 市 教 育 委 員 会 会 議

議 案 等 関 係 書 類

< 目 次 >

- 議案第1号 むつ市教育委員会事務局組織及び運営規則の一部を改正する規則
(総務課)
- 議案第2号 むつ市教育委員会公印規則の一部を改正する規則 (総務課)
- 議案第3号 むつ市学校運営協議会規則の一部を改正する規則 (総務課)
- 議案第4号 むつ市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の
策定について (総務課)
- 議案第5号 むつ市下北自然の家条例施行規則を廃止する規則 (生涯学習課)
- 議案第6号 むつ市地域学校協働本部設置要綱の一部を改正する訓令(生涯学習課)
- 議案第7号 むつ市視聴覚ライブラリー設置条例施行規則を廃止する規則
(中央公民館)
- 議案第8号 むつ市防災食育センター管理運営に関する規則の一部を改正する規則
(防災食育センター)

< 事務局からの報告事項 >

- 報告第1号 むつ市議会第267回定例会報告 (総務課)

< その他 >

議案第 1 号

むつ市教育委員会事務局組織及び運営規則の一部を改正する規則

むつ市教育委員会事務局組織及び運営規則の一部を改正する規則を制定したいので、むつ市教育委員会事務委任規則第 1 条第 9 号の規定により教育委員会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 2 6 日提出

むつ市教育委員会教育長 阿 部 謙 一

提案理由

本案は、むつ市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正において、日当が廃止されたことから、所要の条文整理をするためのものである。

むつ市教育委員会事務局組織及び運営規則の一部を改正する規則

令和 8 年 月 日 公布

むつ市教育委員会規則第 号

むつ市教育委員会事務局組織及び運営規則（平成 2 1 年むつ市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表総務課の項第 2 7 号中「、日当」を削る。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 2 号

むつ市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

むつ市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を制定したいので、むつ市教育委員会事務委任規則第 1 条第 9 号の規定により教育委員会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 2 6 日提出

むつ市教育委員会教育長 阿 部 謙 一

提案理由

本案は、各種施設等の廃止に伴い関係する公印を廃止するほか、現状運用中の規程と現在保有している公印との間に乖離がみられることから、所要の条文改正を行うためのものである。

むつ市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

令和 8 年 月 日 公布
むつ市教育委員会規則第 号

むつ市教育委員会公印規則（平成 24 年むつ市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「川内庁舎市民福祉課長」を「川内庁舎総合課長」に、
「大畑庁舎市民福祉課長」を「大畑庁舎総合課長」に、
「脇野沢庁舎市民福祉課長」を「脇野沢庁舎総合課長」に、

図書館長の印	むつ市立図書館長印	〃	21	1	〃	図書館長
視聴覚ライブラリー館長の印	むつ市視聴覚ライブラリー館長之印	〃	21	1	〃	中央公民館長
教育研修センター所長の印	むつ市教育研修センター所長之印	〃	21	1	〃	教育研修センター所長
給食センター所長の印	むつ市大畑学校給食センター所長印	〃	18	1	〃	大畑学校給食センター所長
下北自然の家所長の印	むつ市下北自然の家所長之印	〃	21	1	〃	生涯学習課長

を

図書館長の印	むつ市立図書館長印	〃	21	1	〃	図書館長
教育研修センター所長の印	むつ市教育研修センター所長之印	〃	21	1	〃	教育研修センター所長
防災食育センター所長の印	むつ市防災食育センター所長之印	〃	21	1	〃	防災食育センター所長

に、

〃	青森県むつ市立第三田名部小学校之印	〃	45	1	〃	〃
〃	青森県むつ市立奥内小	〃	45	1	〃	奥内小学校長

を

	学校印					
--	-----	--	--	--	--	--

青森県むつ市立第三田名部小学校之印	青森県むつ市立第三田名部小学校之印	45	1	青森県むつ市立第三田名部小学校之印	青森県むつ市立第三田名部小学校之印
-------------------	-------------------	----	---	-------------------	-------------------

に、

青森県むつ市立脇野沢中学校之印	青森県むつ市立脇野沢中学校之印	53			
-----------------	-----------------	----	--	--	--

を

青森県むつ市立脇野沢中学校之印	青森県むつ市立脇野沢中学校之印	54			
-----------------	-----------------	----	--	--	--

に、

青森県むつ市立第一田名部小学校校長	青森県むつ市立第一田名部小学校校長	20			
-------------------	-------------------	----	--	--	--

を

青森県むつ市立第一田名部小学校校長	青森県むつ市立第一田名部小学校校長	21			
-------------------	-------------------	----	--	--	--

に、

青森県むつ市立第二田名部小学校校長印	青森県むつ市立第二田名部小学校校長印	20			
--------------------	--------------------	----	--	--	--

を

青森県むつ市立第二田名部小学校校長印	青森県むつ市立第二田名部小学校校長印	21			
--------------------	--------------------	----	--	--	--

に、

青森県むつ市立第三田名部小学校校長印	青森県むつ市立第三田名部小学校校長印	21	1	青森県むつ市立第三田名部小学校校長印	第三田名部小学校校長
青森県むつ市立奥内小学校校長印	青森県むつ市立奥内小学校校長印	21	1	青森県むつ市立奥内小学校校長印	奥内小学校校長

を

青森県むつ市立第三田名部小学校校長印	青森県むつ市立第三田名部小学校校長印	21	1	青森県むつ市立第三田名部小学校校長印	第三田名部小学校校長
--------------------	--------------------	----	---	--------------------	------------

に、

青森県むつ市立関根小学校校長印	青森県むつ市立関根小学校校長印	20			
-----------------	-----------------	----	--	--	--

を

青森県むつ市立関根小学校校長印	青森県むつ市立関根小学校校長印	21			
-----------------	-----------------	----	--	--	--

に、

青森県むつ市立田名部中学校長之印	青森県むつ市立田名部中学校長之印	20			
------------------	------------------	----	--	--	--

を

青森県むつ市立田名部中学校長之印	青森県むつ市立田名部中学校長之印	21			
------------------	------------------	----	--	--	--

に、

青森県むつ市立関根中学校長之印	青森県むつ市立関根中学校長之印	20			
-----------------	-----------------	----	--	--	--

を

青森県むつ市立関根中学校長之印	青森県むつ市立関根中学校長之印	21			
-----------------	-----------------	----	--	--	--

に、

青森県むつ市立脇野澤中学校長之印	青森県むつ市立脇野澤中学校長之印	18			
------------------	------------------	----	--	--	--

を

青森県むつ市立脇野澤中学校長之印	青森県むつ市立脇野澤中学校長之印	21			
------------------	------------------	----	--	--	--

に、

青森県むつ市立第一田名部小学校校長職務代行者印	青森県むつ市立第一田名部小学校校長職務代行者印	20			
-------------------------	-------------------------	----	--	--	--

を

青森県むつ市立第一田名部小学校校長職務代行者印	青森県むつ市立第一田名部小学校校長職務代行者印	21			
-------------------------	-------------------------	----	--	--	--

に、

青森県むつ市立第二田名部小学校校長職務代理者印	青森県むつ市立第二田名部小学校校長職務代理者印	20			
-------------------------	-------------------------	----	--	--	--

を

青森県むつ市立第二田名部小学校校長職務代理者印	青森県むつ市立第二田名部小学校校長職務代理者印	21			
-------------------------	-------------------------	----	--	--	--

に、

青森県むつ市立第三田名

青森県むつ市立第三田名

「部小学校長職務代理者印」を「部小学校長職務代理者之印」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 3 号

むつ市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

むつ市学校運営協議会規則の一部を改正する規則を制定したいので、むつ市教育委員会事務委任規則第 1 条第 9 号の規定により教育委員会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 2 6 日提出

むつ市教育委員会教育長 阿 部 謙 一

提案理由

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 7 条の 5 第 4 項の改正により、公立学校の校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する事項が追加された事に伴い、所要の条文改正を行うためのものである。

むつ市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

令和 8 年 月 日 公布
むつ市教育委員会規則第 号

むつ市学校運営協議会規則（平成 3 0 年むつ市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 3 号中「前 2 号」を「前 3 号」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

（3） 業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第4号

むつ市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について

「むつ市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を定めたいので、むつ市教育委員会事務委任規則第2条の規定により教育委員会の承認を求める。

令和8年3月26日提出

むつ市教育委員会教育長 阿部謙一

提案理由

本案は、公立学校の教職員の給与等に関する特別措置法の改正により、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」に則した業務量管理・健康確保措置実施計画の策定が義務づけられることから策定するものであります。

むつ市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画
(案)

令和8年3月

むつ市教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 計画の期間と目標	3
3. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	4
4. 関連する取組、今後のフォローアップについて	7

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、教職員の働き方を見直し、健康及び福祉の確保を図ることで、児童生徒の多様化・複雑化する問題に対して、限られた時間の中で適切に対応するなかでも、むつ市教育大綱で掲げる教育方針やむつ市学校教育プランの目的を実現するために、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき策定するものである。

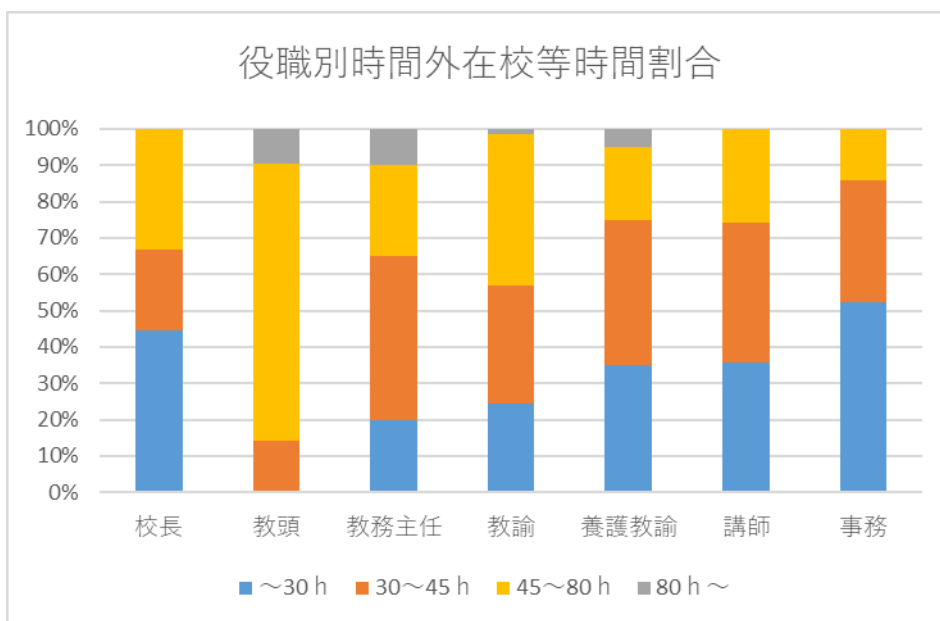
また、本計画の目標を達成するために、実際の時間外在校等時間より短い時間を記録することや持ち帰り業務を増加させることのないように留意しなければならない。

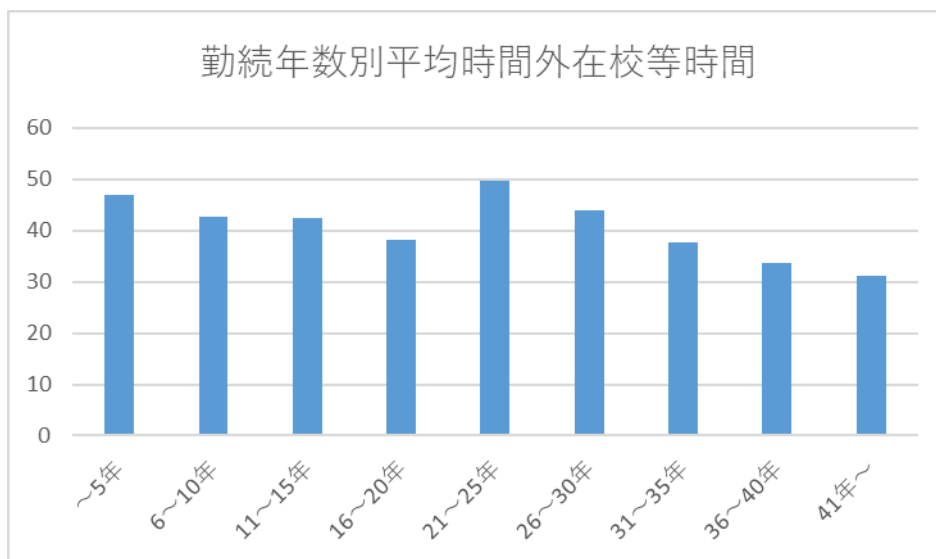
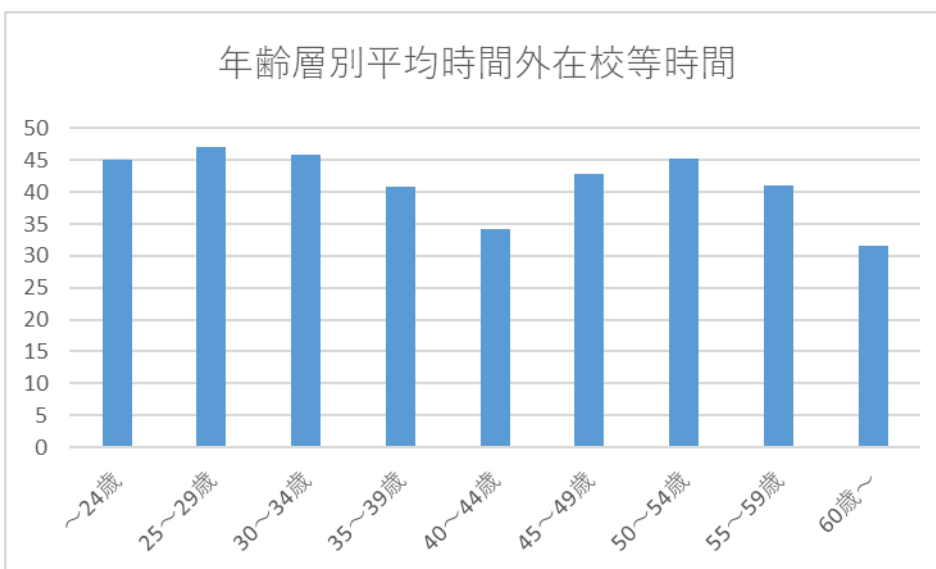
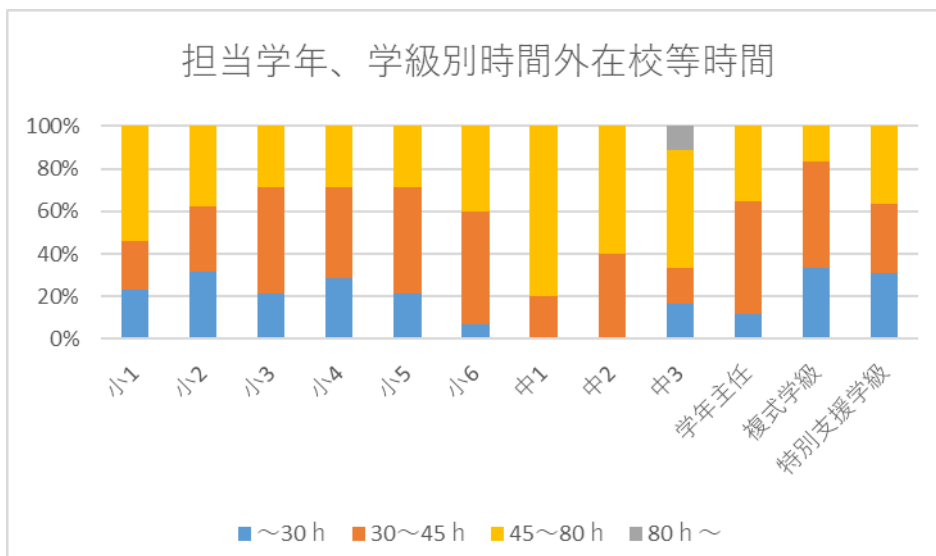
(2) 本市の現状

本市では、平成28年12月に「教職員の時間外労働等の縮減に関する指針」を策定し、教職員の在校等時間の縮減に取り組んできた。その結果として、時間外在校等時間は、記録のある令和2年度は小学校で月39.76時間、中学校で月73.35時間であったものが、令和6年度は小学校で月37.89時間、中学校で月53.83時間と減少しているものの、早出時間の減少が鈍く、時間外在校等時間に占める割合は高まっている。

しかし、令和7年度の上半期の状況をみると、月平均で45時間を超える教職員の割合は4割近くおり、以下のデータを参考に、効果的な取組をさらに進める必要がある。

【令和7年度上半期の時間外在校等時間の状況】※内訳は別紙参考資料に掲載





2. 計画期間と目標

○本計画は、令和8年度からおおよそ令和12年度までの5年程度の計画とし、達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

●令和8年度

全体平均での1か月時間外在校等時間を40時間以下とする。

●令和9年度

平均の1か月時間外在校等時間を小学校30時間、中学校40時間以下とする。

●令和10年度

月80時間超の者を0人とする。

「業務の3分類」に関する取組の①～⑨について実施または見直しを完了する。

●令和11年度

1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度とする。

●令和12年度頃

国や県に対する制度改正や人員配置の要望等を1つでも実現する。

※いずれの時間においても、児童生徒等に係る臨時的な特別な事情がある場合を除く。

※教員の欠員その他の未配置が生じた場合には、当該状況が学校運営及び教職員の勤務負担に与える影響を踏まえ、目標の達成状況の評価及び取組の実施時期等について、教育委員会において必要な配慮を行う。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和6年(度)の数値】

●令和8年度

年有給休暇取得5日未満の職員数を0人にする。(小学校4人、中学校24人)

●令和9年度

ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を8.2%にする(13.2%)

●令和10年度

ストレスチェックを全校で実施する(現行は50人以上の田名部中学校のみ)

●令和11年度

ストレスチェックにおける「働きがい」を感じている人の割合を60%(55%)

●令和12年度頃

ストレスチェックにおける「仕事や生活の満足度」の割合を60%(53.1%)

3. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

【学校以外が担うべき業務】

①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・令和9年度には、学校の解錠時間を統一すべく、前年度から問題点の整理や必要なフォローについて調整等を実施し、保護者への周知等を進めていく。
- ・管理職に限らず、教職員全体の在校等時間を減らすことができる。

②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導されたときの対応

- ・どちらも日常的な業務ではないことや改善の効果は一定程度あると考えられるが、そこまで早期の対応が望まれていないことから、施策の実施については今後の状況により検討することとする。

③学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）

- ・見直しの効果も高く、早期の改善が望まれていることから令和9年度中の公会計化を目指して調整を進めていく。
- ・公会計化するもの、保護者が直接購入するもの、これまで個人の購入としたが学校備品として購入し、代々使うもの等の精査を進める必要がある。
- ・市教委としての体制（徴収の方法、管理方法、滞納の対応等）を構築するとともに、学校における契約・支払い事務等の見直しも必要となる。

④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

- ・地域学校協働本部や学校地域協働活動推進員を活用することは、業務削減の効果があるため、より一層の活用を推進する。
- ・連絡調整等については、複数の人を介することで、無駄が生じる可能性もあることから、負担が偏らないことに留意しつつ、その段階に応じた連絡調整を実施する。

⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・改善の効果も高く、改善が求められていることから、取組を進めていく。
- ・令和8年度には、教育委員会内に学校管理職経験者等を活用したスクールコーディネーターを配置し、学校からの相談や保護者から直接の相談を受け、解決を図る体制を構築する。
- ・次年度以降は相談状況や学校での効果を踏まえて、施策の方向性を検討していく。

【教師以外が積極的に参画すべき業務】

⑥調査・統計等への回答

- ・改善の効果も高く、改善が求められていることから、取組を進めていく。
- ・国や県からの調査も多く市教委だけでは削減は難しいところもあるが、依頼方法や回答方法の改善により学校の負担軽減を図っていく。

- ・国や県に対しても、調査の工夫や見直しを求めていく。
- ⑦学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理
 - ・各学校にて見直し等の余地はあるものの全体的な優先度としては低いため、計画期間中に他の業務の見直しの状況に応じて検討する。
- ⑧ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
 - ・支援員の配置や外部委託の検討など、学校のニーズにあわせた施策を検討していく。
- ⑨学校プールや体育館等の施設・設備の管理
 - ・各学校にて見直し等の余地はあるものの全体的な優先度としては低いため、計画期間中に他の業務の見直しの状況に応じて検討する。
- ⑩校舎の開錠・施錠
 - ・各学校にて見直し等の余地はあるものの全体的な優先度としては低いため、計画期間中に他の業務の見直しの状況に応じて検討する。
- ⑪児童生徒の休み時間における安全への配慮
 - ・中学校においては、優先度は高くないので、小学校での取り組み内容の検討から始める。
- ⑫校内清掃
 - ・各学校にて見直し等の余地はあるものの全体的な優先度としては低いため、計画期間中に他の業務の見直しの状況に応じて検討する。
- ⑬部活動
 - ・地域移行は終わっているため、引き続き地域で担えるように取り組んでいく。
 - ・地域クラブの指導者の兼職については、教職員としての時間外在校等時間の状況により、厳密に運用していく。

【教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務】

- ⑭給食の時間における対応
 - ・一定程度の効果は見込まれるため、計画期間の早い段階での検討に着手する。
- ⑮授業準備
 - ・効果や必要性は高いため、計画期間中の早期に検討し改善していく。
- ⑯学習評価や成績処理
 - ・一定程度の効果は見込まれるため、計画期間の早い段階での検討に着手する。
- ⑰学校行事の準備・運営
 - ・かなり改善は行われている分野のため、有効な改善策があれば検討する。
- ⑱進路指導の準備
 - ・各学校にて見直し等の余地はあるものの全体的な優先度としては低いため、計画期間中に他の業務の見直しの状況に応じて検討する。
- ⑲支援が必要な児童生徒・家庭への対応
 - ・改善の効果も高く、改善が求められていることから、取組を進めていく。
 - ・人員の増や幼保連携について、市長部局との連携協議を進めていく。

(2) 「業務の3分類」以外での時間外在校等時間縮減の取組

国や県に制度の見直しや人員配置等に関して以下の点を要望する。

- ・ 学習指導要領等の見直し(標準授業時間を含む)
- ・ 教員定数・配置の適正化(現行定数の確保を前提に加配)
- ・ 経験豊かな教員を含む処遇制度の見直し(60歳以上の給与減、役職定年制等)
- ・ 複式解消に資する配置(単式で経営できる教諭配置)

(3) 学校における措置の推進

- ・ 学校運営の「基本的な方針」に働き方改革に関する内容を含め、地域や保護者と現状を共有する。また、学校運営協議会制度を活用し、地域や保護者と連携しながら取組を推進する。
- ・ 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・ 管理職は、把握した教職員の勤務状況を踏まえ、一部の教職員に業務が集中しないよう、業務の平準化・効率化を図る。
- ・ 教育委員会は、出退勤管理システム等により各学校の取組状況を把握し、必要に応じて助言、支援及び改善に向けた要請を行う。

(4) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の取組を推進する。
- ・ 1か月の時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に対し、医師による面接指導を実施するように努める。

4. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取りを行い、助言、支援及び必要な改善に向けた要請を行う。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・保護者や地域の協力や様々な地域の人材確保が必要なことから、市長部局と連携し、関係各課及び関係機関と連携し、取組を進める。
- ・取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、市HPで公表するとともに、総合教育会議において報告することとする。
- ・本計画は、計画期間中であっても、教職員の勤務実態、健康確保の状況、国・県の制度改正や通知の発出、学校現場を取り巻く環境の変化等を踏まえ、不断に見直すものとする。
- ・本計画は令和8年4月1日から実施することとする。
- ・本計画の実施に伴い、「教職員の時間外労働等の縮減に関する指針」は令和8年3月31日限りで廃止することとする。

※別紙参考資料【令和7年度上半期の時間外在校等時間の状況の内訳】

○役職別時間外在校等時間

(単位：人)

	～30 h	30～45 h	45～80 h	80 h～	合計	平均時間外在校等時間
校長	8	4	6	0	18	38.92
教頭	0	3	16	2	21	61.03
教務主任	4	9	5	2	20	45.24
教諭	55	73	94	3	225	42.31
養護教諭	7	8	4	1	20	37.61
講師	14	15	10	0	39	33.77
事務	11	7	3	0	21	26.83
全体	99	119	138	8	364	

○担当学年、学級別時間外在校等時間

(単位：人)

	～30 h	30～45 h	45～80 h	80 h～	合計	平均時間外在校等時間
小1	3	3	7	0	13	42.37
小2	5	5	6	0	16	40.72
小3	3	7	4	0	14	39.9
小4	4	6	4	0	14	38.59
小5	3	7	4	0	14	40.17
小6	1	8	6	0	15	41.53
中1	0	3	12	0	15	54.47
中2	0	6	9	0	15	49.97
中3	3	3	10	2	18	52.79
学年主任	2	9	6	0	17	41.89
複式学級	2	3	1	0	5	31.84
特別支援学級	17	18	20	0	55	38.69
全体	43	78	89	2	211	

○年齢層別平均時間外在校等時間 (単位：人)

	～30 h	30～45 h	45～80 h	80 h～	合計	平均時間外在校等時間
～24 歳	6	6	13	0	25	44.98
25～29 歳	4	18	19	1	42	47.02
30～34 歳	2	9	15	0	26	45.96
35～39 歳	10	6	13	1	30	40.85
40～44 歳	11	8	7	0	26	34.28
45～49 歳	10	11	10	2	33	42.78
50～54 歳	12	23	27	3	65	45.24
55～59 歳	17	24	25	1	67	41.06
60 歳～	24	14	9	0	47	31.68
全体	96	119	138	8	361	

○勤続年数別平均時間外在校等時間 (単位：人)

	～30 h	30～45 h	45～80 h	80 h～	合計	平均時間外在校等時間
～5 年	11	20	40	1	72	47.02
6～10 年	10	14	17	1	42	42.75
11～15 年	7	7	7	1	22	42.43
16～20 年	4	1	4	0	9	38.14
21～25 年	2	2	9	0	13	49.57
26～30 年	8	19	11	3	41	44.03
31～35 年	16	22	16	1	55	37.78
36～40 年	13	5	8	0	26	33.75
41 年～	2	3	1	0	6	31.18
全体	73	93	113	7	286	

議案第 5 号

むつ市下北自然の家条例施行規則を廃止する規則

むつ市下北自然の家条例施行規則を廃止したいので、むつ市教育委員会事務委任規則第 1 条第 9 号の規定により教育委員会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 2 6 日提出

むつ市教育委員会教育長 阿 部 謙 一

提案理由

むつ市議会第 2 6 7 回定例会において、むつ市下北自然の家条例を廃止する条例が可決されたことから、むつ市下北自然の家条例施行規則を廃止するものである。

むつ市下北自然の家条例施行規則を廃止する規則

令和 8 年 月 日 公布

むつ市教育委員会規則第 号

むつ市下北自然の家条例施行規則（平成 2 0 年むつ市教育委員会規則第 6 号）は、
廃止する。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第6号

むつ市地域学校協働本部設置要綱の一部を改正する訓令

むつ市地域学校協働本部設置要綱の一部を改正する訓令を制定したいので、むつ市教育委員会事務委任規則第1条第9号の規定により教育委員会の議決を求める。

令和8年3月26日提出

むつ市教育委員会教育長 阿部謙一

提案理由

本案は、青森県学校・家庭・地域連携協力推進事業実施要綱の改正に伴い、「地域学校協働活動支援員」を「協働活動リーダー」に改めるほか、国の「新・放課後子ども総合プラン」の終了を受け、引用する計画名を市の現行計画である「すくすくサポートプランむつ（第3期子ども・子育て支援事業計画）」に改めるなど、所要の条文整理をするためのものである。

むつ市地域学校協働本部設置要綱の一部を改正する訓令

令和 8 年 月 日 公表
むつ市教育委員会訓令甲第 号

むつ市地域学校協働本部設置要綱（令和 3 年むつ市教育委員会訓令甲第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「むつ市新・放課後子どもプラン推進計画」を「すくすくサポートプランむつ（第 3 期子ども・子育て支援事業計画）」に改める。

第 3 条第 1 項中「地域学校協働活動支援員（以下「支援員」という。）」を「協働活動リーダー（以下「リーダー」という。）」に改め、同条第 2 項中「、支援員」を「、リーダー」に改める。

第 4 条第 5 号中「、支援員」を「、リーダー」に改める。

第 7 条第 2 項第 3 号中の「支援員、」を「リーダー、」に改める。

第 8 条の見出しを「（協働活動リーダー）」に改め、同条中「支援員」を「リーダー」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

議案第7号

むつ市視聴覚ライブラリー設置条例施行規則を廃止する規則

むつ市視聴覚ライブラリー設置条例施行規則を廃止したいので、むつ市教育委員会事務委任規則第1条第9号の規定により教育委員会の議決を求める。

令和8年3月26日提出

むつ市教育委員会教育長 阿部謙一

提案理由

むつ市議会第267回定例会において、むつ市視聴覚ライブラリー設置条例を廃止する条例が可決されたことから、むつ市視聴覚ライブラリー設置条例施行規則を廃止するものである。

むつ市視聴覚ライブラリー設置条例施行規則を廃止する規則

令和 8 年 月 日 公布

むつ市教育委員会規則第 号

むつ市視聴覚ライブラリー設置条例施行規則（昭和 5 5 年むつ市教育委員会規則第 2 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 8 号

むつ市防災食育センター管理運営に関する規則の一部を改正する規則

むつ市防災食育センター管理運営に関する規則の一部を改正する規則を制定したので、むつ市教育委員会事務委任規則第 1 条第 9 号の規定により教育委員会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 2 6 日提出

むつ市教育委員会教育長 阿 部 謙 一

提案理由

本案は、むつ市防災食育センターに新たに栄養士が配置されることに伴い、所要の条文改正を行うためのものである。

むつ市防災食育センター管理運営に関する規則の一部を改正する規則

令和 8 年 月 日 公布

むつ市教育委員会規則第 号

むつ市防災食育センター管理運営に関する規則（令和 7 年むつ市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「主事」の次に「、栄養士」を加える。

第 3 条に次の 1 項を加える。

7 栄養士は、上司の命を受け、特定の業務に従事する。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

むつ市議会第267回定例会報告

会期：2月19日（木）～3月13日（金）

1. 一般質問 2月26日（木）～3月2日（月）

質問者 3番 高橋 征志 議員

質問事項：2. 学びの多様化学校について

- (1) 議会の議決がないままに開校が既成事実化していることについて
- (2) 開校に向けた議題について
- (3) 「行きたくない学校」にさせないための既存の学校の変革について

- 質問の要点：① 議会の議決がないにもかかわらず、開校が既成事実化していることの妥当性について、教育委員会としての見解を伺う
- ② 開校に向けてどのような課題が残っているのか
 - ③ 年間のランニングコストの想定額は
 - ④ 現奥内小学校は原子力災害時の避難所であるが、校舎改修にあたり、学びの多様化学校としての機能、避難所としての機能に、それぞれ影響はないか
 - ⑤ 既存の学校の変革の必要性について、どのように考えているか

【答弁概略】

2. 学びの多様化学校について

- ① 議会の議決がないにもかかわらず、開校が既成事実化していることの妥当性について、教育委員会としての見解を伺う

市町村立学校の設置につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第1号」の規定により、教育委員会の職務権限となっており、むつ市教育委員会事務委任規則第1条第2号の規定により、令和7年9月25日開催の第782回教育委員会会議において、閉校後の奥内小学校校舎を活用し、学びの多様化学校を設置することを承認いただいております。これにより教育委員会として、具体的な準備に着手が可能となり、令和7年10月30日開催のむつ市議会第169回臨時議会にて、校舎改修工事設計業務委託に係る補正予算案を御審議いただき、御議決いただいております。

また、地方自治法第244条の2第1項の規定により、公の施設の設置等については条例で定めなければならないこととなっております。

なお、公の施設の設置は住民が利用できる状態になっている必要があると解されておりますことから、準備が進み学校としての利用が可能となってきた段階で、学校設置条例の改正について御提案し、御審議いただきたいと考えておりますの

で、御理解賜りたいと存じます。

② 開校に向けてどのような課題が残っているのか

まず、これから注力すべき点として、本校が不登校の子どもたちにとって通いたくなる学校となるような教育課程の編成、教室環境づくりが必要と考えております。先行自治体の取組を参考にしながら魅力のある学校づくりに努めてまいります。

次に、学びの多様化学校への転学を希望する児童生徒や保護者に対し、適切な情報を確実に届けるための周知活動が必要と考えております。転学は本人や家族にとって大きな選択でありますことから、本校独自の柔軟なカリキュラムや支援体制、具体的な転学手続きなどについて、丁寧かつ分かりやすい情報提供に努めてまいります。

具体的には、令和8年5月を目途に入学説明会を実施し、その後、個別面談や体験入学を通じて、本人及び保護者の通学意欲を直接確認する機会を設けてまいります。

今後も、設置検討委員会や関係機関の皆様から御意見を伺いながら、子どもたちの多様なニーズに応えられる学校づくりに向け、全力で取り組んでまいります。

③ 年間のランニングコストの想定額は

光熱費としては約900万円、その他、警備や法定点検といった施設管理等に関する委託料として約600万円の合計1,500万円であり、現在の奥内小学校と同程度を想定しております。

④ 現奥内小学校は原子力災害時の避難所であるが、校舎改修にあたり、学びの多様化学校としての機能、避難所としての機能に、それぞれ影響はないか

改修時には、足場の設置や工事車両等により一部敷地が狭くなることはありますが、基本的な機能については影響はございません。

⑤ 既存の学校の変革の必要性について、どのように考えているか

各学校におきましては、それぞれ創意工夫により「魅力ある学校づくり」を進め、すべての児童生徒が学校に通いたくなるよう取り組んでおり、教育委員会としてもこれを積極的に支援しております。

また、学校では、個別最適な学びにより、一人ひとりの個性や強みを伸ばすとともに、集団活動を通じて互いに認め合い、協力し合う経験を重ねることで、個の一層の成長を図ることを大切にしております。

その上で、登校はできるものの教室には入ることが困難な児童生徒の居場所づくりとして、市内の全ての小・中学校に、校内教育支援センターを設置し、一般の教室とは異なる柔らかな雰囲気の中で、心の安定やクールダウンが図られるように環境整備を進めております。

一方、令和9年4月開校予定の学びの多様化学校は、在籍校への学校復帰を目指していたものの、少人数かつ自分のペースであれば学ぶことができる児童生徒を対象とした「もう一つの選択肢」としての学校でございます。

教育委員会といたしましては、教育支援センターの移転、学びの多様化学校の開校、メタバースを活用した不登校支援等の取組を契機に、再度各学校の取組の充実を図り、各学校における集団活動と個別最適化の両面を支援することにより、魅力のある学校づくりを推進するとともに、不登校支援を重層的に展開し、本市としての多様な学びの場の保障を具現化してまいります。

不登校支援におきましては、既存の学校が「魅力ある学校づくり」を推進していくことが不可欠でございます。学びの多様化学校の取組と一体的にその取組も進めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

質問者 11番 野中貴健 議員

質問事項：1. 災害対応について

(1) 津波避難での課題について

質問の要点：① 夏季、冬季では避難対応が変わってくると考えるが、カムチャツカ半島付近での地震による津波警報及び青森県東方沖地震による津波警報においての避難所対応で見てきた課題を問う

(再質問) 市内の小中学校の避難所は何箇所あるか

現在、開設している小中学校で避難所に指定されている学校は18校となっております。

(再質問) 体育館の入り口には車椅子でも入れるスロープは設置しているか

体育館の入り口にスロープの設置されている学校は10校となっております。

(再質問) 避難所となる体育館のトイレ環境を整備することが必要なのではない

体育館のトイレにつきましては、令和9年度で全校洋式化工事が完了する予定となっております。

障がいのある方も利用しやすい多目的トイレの設置につきましては、現在のところ計画はございませんが、今後、市の防災担当部局や関係機関と協議し、学校ごとに避難所として求められる役割を明確化し、必要な整備について研究してまいります。

質問者 7番 住吉年広 議員

質問事項：1. 市有施設照明設備LED化の進捗状況について

(2) 市立学校照明設備LED化の取組状況について

質問の要点：① 市内小中学校照明設備のLED化取組状況はどうなっているか

質問事項：2. 図書館機能の充実による健康寿命と介護予防の推進について

(1) 図書館環境が高齢者の健康に与える効果について

(3) 図書館の蔵書充実と高齢者施策を連動させる取組について

質問の要点：① 図書館環境が高齢者の健康維持・認知機能の低下予防等に与える効果について

② 図書館機能を充実させ、高齢者施策と連動するべきではない

か

【答弁概略】

1. 市有施設照明設備LED化の進捗状況について

① 市内小中学校照明設備のLED化取組状況はどうなっているか

まず、小中学校20校のLED化の現状であります。校舎すべてがLED化されている学校が、脇野沢小学校及び関根中学校の2校、屋内運動場のみLED化されている学校が、第三田名部小学校、奥内小学校、大平小学校、大湊小学校、大平中学校及び大湊中学校の6校となっております。

なお、LED化されていない学校につきましては、経年劣化等により修繕が必要となる際に一つ一つLEDに交換しております。

教育委員会といたしましても学校施設のLED化は課題であると認識しており、現在、その手法等について検討しておりますので御理解賜りたいと存じます。

(再質問) 小中学校の普通教室、特別教室、職員室、屋内運動場でLEDにしている部屋数を知りたい

まず、小学校11校につきましては、普通教室138室中5室、屋内運動場10施設中4施設がLED化されており、特別教室133室、職員室25室はLED化されておられません。

次に、中学校9校につきましては、普通教室66室中5室、職員室23室中2室、屋内運動場9施設中2施設がLED化されており、特別教室140室はLED化されておられません。

なお、先程も答弁いたしましたとおり、修繕が必要となった際は、その都度LEDと交換しておりますので御理解賜りたいと存じます。

(再質問) 将来的なLED化への取組状況について

今後、学校のLED化を進めるにあたっては、大規模な交換が必要となることから、現在、その手法について検討しております。

具体といたしましては、工事発注による方式、リースによる方式及び維持管理を含めた附帯サービス付きリースによる方式を検討しております。

これらの検討を深め、計画的なLED化に取り組んでまいりますので御理解賜りたいと存じます。

2. 図書館機能の充実による健康寿命と介護予防の推進について

① 図書館環境が高齢者の健康維持・認知機能の低下予防等に与える効果について

図書館は、読書活動や学習機会を提供する社会教育施設であり、市民の皆様の生涯学習を支える重要な拠点であります。

また、図書館は、安心して滞在できる公共空間でもあり、地域とのつながりの場にもなっております。

教育委員会として、図書館と高齢者の健康との関連について知見を持ち合わせておりませんが、図書館へ出かけること、読書や講座参加などの知的活動を行う

ことなどにより、高齢者の健康にとって良い影響を及ぼす可能性はあるものと推察しております。

(再質問) 令和6年度末の本市図書館における50歳以上の利用者の状況について

令和6年度における図書館利用者数(本を借りた人数)、3万7,850人となっており、その内、50歳以上の方は、2万993人で、率にして55.5%となっております。

(再質問) 本館の来館者数の過去5年間の推移について

図書館本館における過去5年間の来館者数について、
令和2年度は、90,670人(1日平均289人)、
令和3年度は、81,647人(1日平均261人)、
令和4年度は、88,242人(1日平均287人)、
令和5年度は、104,363人(1日平均321人)、
令和6年度は、101,149人(1日平均314人)となっており、令和5年度以降の1日平均の来館者数は300人を超える状況となっております。

(再質問) 令和6年度の図書購入費について

令和6年度における図書購入費は、494万3,874円となっており、2,130冊の図書を購入しております。

② 図書館機能を充実させ、高齢者施策と連動するべきではないか

図書館では、本来の機能である読書・学習支援の場として、蔵書の充実に努めております。加えてバリアフリー環境の確保や大活字本等の整備、幅広い世代で楽しめる映画上映等、どなたにとっても利用しやすく、興味を持っていただけるような環境づくりにも取り組んでおります。

今後は、図書館を生涯学習の拠点として御活用いただくほか、関係部局との連携を図ることで、市民の皆様の主体的な健康づくりを支える環境整備にも努めてまいりますので、御理解賜りたいと存じます。

2. 議案審議 3月4日(水)

教育委員会関係

議案第15号 　　むつ市視聴覚ライブラリー設置条例を廃止する条例

⇒3月13日(金) 原案可決

議案第16号 　　むつ市下北自然の家条例を廃止する条例

⇒3月13日(金) 原案可決

議案第21号 　　令和7年度むつ市一般会計補正予算

小学校環境整備事業費、(仮称)むつ市立学びの多様化学校整

備事業費、中学校環境整備事業費の増額補正を計上。

⇒ 3月4日（水） 原案可決

議案第25号 令和8年度むつ市一般会計予算

⇒ 3月13日（金） 原案可決

